

第五十五回 参議院 法務委員会 會議録 第十五号

昭和四十二年七月十八日(火曜日)
午前十一時二十七分開会

委員の異動

七月十三日

大橋 和孝君
久保 等君

補欠選任
西村 関一君
鈴木 強君

七月十四日

鈴木 強君

補欠選任
久保 等君

出席者は左のとおり。

理事

委員

後藤 義隆君
田村 賢作君
山田 徹一君

梶原 茂嘉君
久保 勘一君
斎藤 昇君
鈴木 万平君
中山 福蔵君
大森 創造君
龜田 得治君

國務大臣

法務大臣

田中伊三次君

政府委員

事務局側

増本 甲吉君

本日の會議に付した案件
○理事の補欠互選の件

○会社更生法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

〔理事後藤義隆君委員長席に着く〕

○理事(後藤義隆君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。去る七月十三日、大橋和孝君が委員を辞任され、その補欠として西村関一君が委員に選任されました。

○理事(後藤義隆君) 次に、理事の補欠互選についておはかりいたします。

久保等君及び山田徹一君が一時委員を辞任されましたため、理事が二名欠員になっておるので、その補欠互選を行ないたいと存じます。互選は、先例により委員長にその指名を御一任願いたいと存じますが、異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○理事(後藤義隆君) 異議ないと認めます。それでは、理事に久保等君及び山田徹一君を指名いたします。

〔理事後藤義隆君退席、理事山田徹一君着席〕
○理事(山田徹一君) それでは会社更生法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

本法律案に対し御質疑のおありの方は、順次御発言を願います。

○龜田得治君 この改正案は非常にたくさん問題を含んでおりますが、その中で特に私たちの立場から明らかにしたいという点にしばしばして、若干お尋ねをいたしたいと思っております。

その第一は、預かり金、社内預金の点であります。この点に関して今回の改正を見ますと、労働者にとって現状よりも不利益になる、こうい

う点が明らかに出ておるわけですが、この辺につきましても経過をまず御説明願いたいと思

金あるいは銀行預金と同じように見ているのではあるまいかということになるわけでありまして。た

○政府委員(新谷正夫君) 今回の会社更生法の改正につきましては、さしあたり問題になりましたのは下請企業を含む中小企業債権の保護というこ

だ、現行法の規定によりまして、預かり金はすべて共益債権だということになっております。昭和二十七年に会社更生法ができました当時におきま

とでございました。更生審議会におきまして、その点がやはり一番問題とされたのでございませうけれども、それと関連いたしまして、従業員

銀行とかあるいは郵便局が遠いので、一時もつた給料を会社に預けておくとか、あるいは出張旅費を立てかえたものの返還請求権を預かり金の形で会社が保管しておるのだというふうなものが考

たわけでございます。今回の案にもございませうに、中小企業者の債権を確保する方法、従業員

えられたようにございませう。したがって、立法当時のこの預かり金といたしましては、一種の取り戻し権的なものの対象になるようなものが考

が、そういったこととの関連におきまして、預かり金をどうするかという問題が出てまいりました。現行法によりまして、使用人の給料

金だんだん広がってまいりまして、その後社内預金がだんだん広がってまいりまして、現在約八千五百億ぐらいあるといわれておりますが、こ

て保証されておるものと、さらに退職金につきましても、給与に準じて、六カ月分の給料の

ことを考えますと、このまま全額を共益債権としておくことがはたして当を得たものであろうかというところから、今回の改正のようになつたわけでありませう。これも、給料債権あるいは退職金債権との均衡を考えまして、社内預金のうちで

給料なりあるいは退職金と従業員の社内預金をどのように見ていくかということが問題になつたわけでありませう。従業員にとつてみま

給料の六カ月分の総額に相当する額があるいは社内預金の総額の三分の一に相当する額いづれか多いほうを共益債権として、残りを優先的更生債権ということにいたしましたのでございませう。

し、また退職金もそれに次いで保護されなければならぬことは当然でございます。社内預金につきましましては、それとは若干性格が違つたわけございまして、会社から直接受け取るべき金そのものでは

この社内預金の扱いでございますが、現在の会社更生法の取り扱いの面におきまして、いろいろのやり方が行なわれておるのでございまして、金額が必ずしも共益債権としての本来の取り扱い

ではないのでありまして、一たん給料として支給されたものの中から預金の形で会社に預けるという

は、更生手続が始まりましてから債権の全額を放棄した例もございませうし、また分割して弁済して

いくという方法をとった例もございいます。また、弁済期を延期いたしましたして、ある一定期間をおいた上でこれを払うというふうな方法をとったものもあるのでもございまして、必ずしも共益債権であるからといって即時全額が弁済されるというものではないのでもございまして。また、実際に更生手続上問題になりました社内預金を調べてみましても、一人当たりの平均預金高が大体五万三千円くらいでございまして。労働者の平均賃金が三万九千三百六十円ということに労働省の調査ではなっております。したがって、それと比較してみましても、社内預金の平均預かり高が給料の一月分と少しばかりの金額になるわけでありまして。今回の改正案におきまして、六か月分の給料総額あるいは社内預金の三分の一、いずれか多いほうを限度として共益債権といたしておりますので、実際問題といたしましては、更生会社の従業員の社内預金を処理する上におきまして現在の取り扱い以上に不利益があるというふうには考えられないのであります。しかのみならず、現行法におきましては、会社が破産いたしました場合に、この社内預金は全部一般の破産債権になつております。昭和四十一年におきます破産事件と会社更生事件を件数でなめてみますと、破産事件は新受事件数が二千九十八件になつております。これに對しまして、更生事件は新受事件数が六十六件でございまして。圧倒的に破産事件が多いわけでございますが、その破産事件におきましては、一般の破産債権として取り扱われておるのであります。しかし、今回の更生法上の取り扱いといたしましては、社内預金の一部を共益債権といたしましたことと均衡を考へまして、先ほど申し上げました六か月分の給料の総額に相当する額があるいは社内預金の総額の三分の一のいずれが多い額をもちまして破産法上の優先的破産債権とすることにいたしましたのでございまして。これによりまして、破産法上ははるかに有利な取り扱いが行なわれることになるわけでありまして。

破産事件についてもう少し具体的に申し上げます。

すると、昭和三十九年の例でございまして、一般の破産債権の配当率は一五・一％でございまして。これに對しまして優先的破産債権の配当率が七六・七％ということになつておりますので、一般の破産債権にするか優先的破産債権にするかというところによつて、その受ける保護の度合いがはるかに違つております。更生事件よりも圧倒的に数が多い破産事件におきまして、その一部を優先的破産債権とすることによつて、非常に従業員にとつては有利な結果になつておるといふことが言えようかと思つてございまして。これらの点をかかれ総合して考えますと、今回の措置が必ずしも従業員にとつて不利益な措置であるというところとは言い切れない面があるかと思ひますし、むしろ逆にはるかに有利になつた面もあるわけでありまして。そういう意味で、従来明確でございまして、社内預金の取り扱いをこの際法律的に明らかにしようというものが、今回の改正の趣旨でございまして。

○龜田得治君 いろいろな角度から御説明があつたんですが、多少分析してお尋ねしてみたいと思ふ。その第一は、本質的に預かり金あるいは社内預金というものの性格ですね。法務省の説明等を拝見いたしますと、賃金並びに退職金を優遇して、その次に来るものと、こういうふうの説明されてゐる。ただいまの説明も大体そういうふうなことであります。しかし、その点が労働者の感覚とはやはり合わない、第一に。それはなぜかといふと、預かり金、社内預金というものは労働者のものなんだ。これはすでに受け取つて自分のものになつてしまつたものなんだ。それに反して、たとえば賃金にしても、退職金にしても、これはこれから請求するものなんだ。まだ手に入つていないわけなんです。それは請求するものについても、もちろん労働の対価ですから重視してもらわなければならぬわけですが、いわんや自分のものになつてしまつたものを一体それが完全にいつでも手に入れることができないといふことはどこからくるのか。法律的にはどんな説

明をされようとも、そういうことは納得がいかなない。ちやうどいま局長も説明の中で取り戻し権的なものといふふうなことがちよつとありました。その点はむしろ労働者の感覚とも合つてゐるわけですよ。そういう気持ちなんですよ。破産の場合であれば、はつきりと第三者、他人のものがあれば、これは取り戻し除外できるわけですね。そういう考えでおるわけですよ。それを妙な法律論を展開して、何か立場が弱いといふふうなことを言われても、それは、こういう法案をつくつてしまつたために、無理やりにつけておる理屈にすぎない。あるいは、そうじゃないに、ほんとうにそういうことを思つておるんだら、それは非常に社内預金、預かり金に対する見方が間違つておるはせぬか、こういう考え方なんです。基本的に、そういうふうな労働者の諸君が言われる。それは一体間違ひでしようか。私は正しいと思つてゐるんですがね。

○政府委員(新谷正夫君) 給料として会社から受け取りましたものはこれは自分のものである、そういう感覚でおるというその感じは、確かにその限りにおいては龜田委員の仰せのとおりだと思ひます。従業員の気持ちとしましては、自分がもつたものだから、これはあくまでも自分のものだといふことが、私は正しいと思つてございまして。ただし、先ほど申し上げた取り戻し権の對象になるようなものと申し上げましたのは、給料袋を一度もらひまして、それをそのままいちは一種の特定物として預けておいたという場合には、これは單純な寄託契約でございまして、それを取り戻すといふことは当然でございまして。そういう観点から申しますならば、いまおっしゃいましたような感じにならうかと思つてございまして。しかし、この社内預金は、一たん自分の財産になつたものうちで、この程度のもものは銀行に預けておいてもだいじようぶだ、生活には何とか支障のない程度のものだといふものが、銀行に預けられるかわりに、会社に預けられるのでありまして、

法律的にはこれは消費寄託でございまして。そういったしますと、その返還請求権は特定物の返還請求権とはならないで、あくまで消費寄託上の返還請求権だといふ債権の形にならざるを得ないのじゃないかと思つております。法律論としてはそういうことでございまして。したがって、この種の債権が、これは労働者として預金をしたのであるという特性は考えなければなりませんけれども、一般の預貯金の場合と法律上の性格は異ならないものではあるまいかといふふうに考えられるのであります。のみならず、現在の民法、商法の規定と比較いたしてみましても、もう御承知のように、民法の三百六条におきましては、雇人の給料につきまして一般の先取特権が認められております。また、商法の二百九十五条によりまして、雇用関係に基づいて生じた債権、これは給料債権とか、退職手当の請求権でございまして、こういったものにつきましては、一般の先取特権が認められるといふことになつてゐるのであります。そして、従業員の給料と退職手当については、そういうふうな私法体系上も特別の保護の措置が講ぜられてゐるわけでございます。しかし、それ以外の債権につきましては、何も規定がないという形になつております。そこで、法律体系全体の中で考へてみました場合に、給料、退職手当と社内預金との間には若干の相違があると言わざるを得ないのじゃないかといふことでございまして。さればといつて、会社更生法あるいは破産法の規定を考えます場合、これは労働者という立場も考へて政策的にある程度の保護を強くしていくという必要があるといふ配慮から今回の改正をお願いしてゐるわけでありまして、性格的には給料債権あるいは退職金債権とは相違があるといふふうに言わざるを得ないであらうと考へております。

○龜田得治君 この社内預金をする場合に、労働者が袋にその現金を入れて、それをそのまま預けてゐる、これなら特定物の寄託だから返してもらへる、ところが、そうじゃないに、いわゆる社内預金としてこつと出してしまふ、全部ばらになる、

これは消費寄託だから、特定物に対しての取り戻しの請求というものは法律的には成り立たない、こういうふうな説明を法律家はするんですけれども、私はそういうこともよくわかってるんです。しかし、それは労働者の感覚から見まして、一緒なんです。そんなものはどちらでも。そういうことはともかく、自分がちゃんと労働の対価として自分のものにしたいものを預けてあるのだ、ここが大事なところですよ。だから、そういう立場で、たとえば労働基準法十八条でも、労働者のほうから使用者に対して請求があればいつでも遅滞なく返さなければならぬようになってる。返さぬ場合には行政庁がその指示をする、それでも返さぬ場合には罰則までつけておるわけですね。その場合の考えは、袋に入れて特定物として預けてあるとかないとか、そんなことじゃない。特定物として預けてあれば、当然返さなきゃならぬのです。そうじゃない場合について、一般的に労働基準法の十八条というものはちゃんと強行規定としてきめてあるわけですね。だから、大体社内預金についての法制が不備であることは私も認めるわけですが、しかし、考え方の基礎になっておるのは、これは完全な労働者のものなんだと、このことがやはりちゃんと土台になって動いているんじゃないですか。そうでなければ、一般の預金と一緒だというふうな考えであれば、基準法十八条が入ってくるというところは多少——一般の預金の扱い等から見ても非常な違いがある、多少じゃないに、罰則までつけて強制しようというわけですからね。罰則までつけるということは、つまり労働者が常識的に、これは自分のものと区別されておるんだという、この感覚というものは、やはり取り入れていいんじゃないですかね。そういう重要なものであるにもかかわらず、これを何か弱められるような立法になる、その辺が理解できない。現に会社更生法上も、預かり金については金額が共益債権になつていくわけですね、現在すでに、いやその当時した場合には多少意味が違っていたと言われるわけですが、しかし、預

かり金というのはずっと戦前からあるわけですよ。金額の多い少ないは別といたしまして、あるんですよ。だから、その場合だって、何も労働者が一袋に入れてこれを会社に預けておきますと、そんなことをやっているところはほとんどどこにもないんですよ。だから、そういうことはわかっていて、金額を現行法では優先的に保護しておるのに、ともかく労働者なりあるいは下請債権などを保護するために今度の改正をやるんだという立場でやりながら、そういう後退をさせる必要がないじゃないか、ここなんですがね。消費寄託と特定物の寄託といったような法的な説明だけでは、どうしてもこれは納得されぬ点なんです。どうなんですか。

しても、すでに更生事件として係属しておる事件につきましては適用しないことにいたしております。将来の問題についてのこの新法の規定が適用になるということになっておりますこと、さらにまた労働者の省令改正あるいは行政指導によって社内預金の規制をはかっておりますが、今後の問題としましては、金融機関によってその保証を行なうということになっておるのでございます。そういういたしますと、会社から支払いが受けられない場合には、金融機関から直接その支払いを受けるということも可能なのでございまして、あれこれ総合的に考えてみますと、必ずしもこれが不利益だと言いつけることはできない問題であらうと考えます。

扱った諸君の意見を聞く、だいたい議論をしましたからね。やはり根本的には、ちょうど破産の場合の取り戻し権の対象になるようなこれは自分のものなんだ、それはうちのたんすに入れてあるのと同じなんだ、こういう感覚なんです。それがたまたま金額共益債権、会社更生法上こうなっているわけですから、それをくずしてもらうと、私はいろいろなところへ波及してやるのじゃないか。会社更生法だけじゃなしに、ほかの部分にまで、たとえば、せんだって両院通過した法律ですが、石炭鉱業合理化臨時措置法及び石炭鉱山保安臨時措置法の一部を改正する法律案、この法律を見ましても、今度新たに加わったのは、石炭山が閉山する場合、石炭鉱業合理化事業団が直接預かり金を労働者の方に支払ってやる。雇い主に持っていないで、事業団自身が、これは国から交付金等を受けますから、出す金を優先的にそこへ持つていってやれ——これは法律上は、従来の法体系からいうと、これは法律上は、従来法体系からいうと、幸いこれは政府が出す金だから、ここへ持つていってやれというふうな改正が通っておるわけなんです。これは、そういうことをすると、それじゃ債権全体といいますが、いろいろな優先権の関係とか、そういう点はどうなるんだらうかというふうな若干の疑問は私は確かに出てくると思う、法律家からして。しかし、そういうことよりもそのことが必要だということ、こういう改正が十日ほど前に通っているんです。だから、そういうものから、いわんや会社更生法でそういう若干でも弱くなるというところは、これはどうしても議論すればするほどぐあいが悪い。実際上どうでも結果は一緒だということなら、なおさら現状のままにしておいてほしい、この意見が非常に強いんです。初めは退職金の問題がずいぶん焦点だったんですが、だんだんやってくるうちに預かり金のほうがどんどん大きな焦点になってきておるわけですね。ほかに私は波及すると思ふんですがね。これは労働者のものだからそれにやるんだ、炭鉱の経営者も困って山をしまし

三

第三部 法務委員会会議録第十五号 昭和四十二年七月十八日【参議院】

○政府委員(新谷正夫君) 労働基準法の規定の趣旨も、私どもの理解いたしておりますところでは、一般債権ではありますけれども、労働者を保護するという労働政策上の観点から、その支払いを確実にしようというところであらうと思うのでございします。即時弁済せよとか、あるいは罰則がついておるとかいうことも、そういう観点からなされておるものであらうと理解するのでございします。特定物の寄託ではないということになれば、法律的にはこれはやはり一般の債権と全く変わらなないのであります。ただ、預金そのものが雇用契約に基づいて生ずる直接のものではないと、その点で、それは一応給料とか退職金とは切り離して別の観点からその保護をはかっていくということが相当であらうと考えるのであります。そういう意味で、確かに現行法の文理解釈上は、社内預金は全額共益債権という解釈も出ておるものでありますこと、また現在の更生会社の社内預金の実情、またその取り扱いの実情、そういうものを考えますと、この案に定めてありますような保護の方法で十分従業員の保護は期せられるであらうと、従来の扱いとそれほど結果的に変わるものではないと思ふのでございします。のみならず、この点につきましては、今回の法律案の附則におきま

○亀田得治君 ともかく、社内預金の現在一人当たりが五万三千円だと、そういうふうなきき言われました。したがって、現行法でいけば全額が共益債権ですが、今度の改正案からいっても共益債権に全部なるじゃないか、同じだと、その点はこう言われますけれどもね。同じであるのであれば、現在の法律をわざわざ労働者の立場から見ても悪くする必要はないではないか、こういうまた理屈にもなるわけですよ、こっから言うたら。それはやっぱり、いざという場合には不利益になる場合もある。そういうこともあるから、こういう改正が出てくるわけで、一緒だということなら、ことさらに労働者の気分を悪くしてまで、おさまつておる問題を取り上げる必要はないじゃないかと、ぼくらはよけいそう思うのです、同じことならば、いや、同じじゃないんだ、ともかくこれだけ遠慮をしてももらわないと会社更生法上困るのだということなら、これは労働組合の立場を離れて考えますと、またこれは一つの立場なんですよ。そうじゃない、それはもうどちらでも一緒なんだというのなら、なおさら私は現行法をやっぱりこのままにしておいてほしいとね。特にそういうふうにして上げるのは、やはり労働者の感覚ですよ。私もだいたい議論しました。法務省のほうからの説明を聞く、それから実際にそれらの問題を

思ふんですがね。これは労働者のものだからそれにやるんだ、炭鉱の経営者も困って山をしまし

三

やはりそれにはやらぬといふか。政府が使用者に与える金をすつとこちらへ渡すというふうな考え方というものは、これは私は特定物の寄託と同じようにやっぱり考えるんですよ。それが、どの債権もみな一緒だという考えでしたが、そんなことは出てこぬでしょう。そういう改正があつた国会で一方でやられてゐるわけですよ。だから、この点は、やはり何とかもうちょっと検討してもらいませんとくあいが悪いと思うんですがね。

それから、昭和四十一年の三月に労働省が社内預金の保護に関する通達を出しましたね。あの場合でも、やはりその背後に流れてゐる考え方というものは、私が最初に申し上げたそういう考え方、労働者の諸君はそういう考えを持てゐる。それがやはり労働者に反映して、そうしてそういうものが出てゐるわけですよ、経過としては。だから、あの場合でも、五カ年を金融機関で保証しなければいゝとは書いてない。最低五カ年は保証しなければいゝか。労働組合の運動としては、それは全額保証を取りつけるように努力すべきだ、こういう運動になつてゐるわけですね。そうすると、民事局長のおっしゃるの、いや一方にはそういうこともあるのだからよいではないか、うぶじやないですか、逆にこう言われるわけですから、これもね。しかし、全額更生債権でありながら、さらに労働省が保証についての通達を出す、あるいは労働組合も、それは五カ年というの最低であつて、目標は全額さつとしておかなければいゝかぬのだという考え方の基礎というものは、これはもう最初に申し上げたそういう労働者の感覚、ここからきてゐるんですよ。そんな感覚は認められぬというなら、これはもう出発点が違ふので、これは認められぬという議論はちとおかしいと思ふのです。どうでしょうかね、これちょっと再検討してもらえませんか。

○政府委員(新谷正夫君) 亀田委員のお話も、労働者の立場に立つての感覚論としてゐるお述べになつてゐるわけでありまして、私も十分その気持ちは理解できるわけでございます。これを法律体系の中でどのように格づけするかということが法理論としては考えられることでありまして、その観点から、給料なり退職金とのバランスをとりながら、しかも労働者に不利にならないように、ものによりましてはさらに一歩を進んだ保護の処置を講じようというのが今回の改正の趣旨でありまして、会社更生手続というものは、申し上げるまでもございませぬけれども、会社の更生をはかりますために債権者——これは労働者を含めまして、債権者、株主の協力によりまして会社の更生をはかつていこうということでございます。すべてを共益債権にしてしまふということになりますと、会社の維持更生はとうてい期待できません。どうしても債権者側の譲歩を求めなければならぬという窮状に会社はあるわけなんです、この辺を考へますと、やはりある程度の犠牲は、これは従業員といへども甘受せざるを得ないのではないかと申しては、仰せのような点は確かにわかるのでございまして、法律問題としてこの問題をどう処理するかということになつてまいりますと、ただいま申し上げたようなことになるわけでありまして、問題は、法律論を優先的に考へるか、あるいは政策的に優先的に考へていくかという問題になるかと思ふのでございまして。

○理事(山田徹一君) 速記をとめて。
〔速記中止〕
○理事(山田徹一君) じゃ、速記を始めて。
○亀田得治君 それからね、民事局長。こういう今度の改正法のようになると、労使の交渉によつて全額を共益債権にするということとは、これはできなくなるんですか。あるいは、そういうふうに労使がまとまり、裁判所もそれを認めれば、そういう扱いをしていいということになるんですか。この点は、法律的にどうでしょう。

○政府委員(新谷正夫君) その点は、退職金についても同様の問題があると思ひます。労使の交渉によりまして、会社の事業経営のためにどうしてもこうしなければならぬということになつてま

いますと、話はこれは若干変わつてくるわけでございます。現在の会社更生法二百八条の適用にならうかと思ひます。その場合には、全額が共益債権になるというのを考へるわけでありまして。

○亀田得治君 そうすると、まあ労使交渉の結果現行法と同じように全額を共益債権にするということになり、裁判所等もそれを認めればよろしいわけですか。

○政府委員(新谷正夫君) そのように考へます。
○亀田得治君 それからね、まあ破産の場合には少なくともよくなつてゐるのだと、こういうふうな説明ですが、一方でちよつと悪くしたけれども、こつちのほうはよくなつてゐるのだと。一方の悪くした更生事件というものは件数が少ないんだと、破産の件数はこれだけ多いんだと、だからまあ比較するとむしろ若干労働者のほうがいいんじゃないかと、こういうふうな御説明ですけれども、しかしまあ破産の場合には実際上企業が解体して行くわけでしょう。したがつて、担保権を持つておる諸君ですね、これが何といつてもほとんど取つてしまふのですよ、実際上はね。担保権者が優先的に取つてしまふのですから、残つたものはほんのかずかんですよ。残つたわずかのものの分配のしかたが、一般の破産債権と優先債権とこれだけの比率になつてゐるというふうな御説明ですけれども、これは私は数字の魔術だと思ふのです、こういう説明は。それは、破産の場合に、担保権者以外の者がどれだけ弁済を受けてゐるのかというの、非常に低いでしょう。どの程度になつてゐますか。

○政府委員(新谷正夫君) 破産の場合におきましては、先ほどもちよつと申し上げましたが、一般の破産債権の場合には約一五%前後の配当率になつております。したがつて、優先的破産債権の場合には七六%くらいでございますので、約五倍の率で優先破産債権のほうが優遇されてゐることにならうかと思ひます。

○亀田得治君 一般の破産債権の弁済率が一五%。そうすると、非常にそれが少ないわけ

ですよ。その少ないものの中の優先だという程度なんでしょう。だから、全体の破産債権——破産の抵当権以外の各種の債権があるでしょう。その中ではわずかでしよう、優先的な弁済を受けてゐるといつても。

○政府委員(新谷正夫君) 先ほど申し上げました配当率と申しますのは、配当を受ける金額とそのもとになつております債権額の比率でございます。したがつて、一五%の配当を受けるものは、たとえば百万円の場合には十五万円でございます。しかし、優先的破産債権の場合は、これは七六%でございますので、百万円の債権を持つておれば七十六万円の配当を受ける、こういうことになります。

○亀田得治君 実績はそういうふうになつてゐるのですか。
○政府委員(新谷正夫君) 裁判所の調査の結果で、先ほど三十九年度の実績に基づいて申し上げたわけでございます。

○亀田得治君 それだけの配当を受けておれば、それは破産の場合に、一般の債権であるのと、優先的な破産債権にするのと、非常に違ふと思ひます。だけれども、預かり金の本質からいふならば、これはもう取り戻し権の対象にしてもらなければいゝかぬのですよ。法律論としては多少問題がありますよ。それは特定物の寄託でない消費寄託だからそんなにいいかないというの、これは法律論であつて、取り戻し権の対象にしてもらわなければならぬくらいにこつちは思つてゐるのですよ。だから、ここで破産法上の規定も整備するといふのであれば、優先的な破産債権にしたといふことで、大いによくてやつたのだと、これで大いに喜ぶべというふうなことを言われまして、これはちよつとくあひ悪いのです。こういうふうなわけですね、いろいろまあ皆さんのほうも気を配つてこういうふうにおつくり願つたのだと思ひますが、いろいろやつてゐるうちにどうも了承したかねというふうなことにだんだんなつてきてゐるわけですが、それから、従来の実

續等を見ましても、預かり金については、金額更生計画が始まる前に払っているのがずいぶんあるわけですね。そう行つたらぬのもありますよ、確かに。しかし、それは、はなはだしく会社の経理状態が悪いとか、あるいはなかなかそういう強い要求も遠慮するとかといったようなことが影響しておるわけですね、そういうのが若干あるから、やはり今度の改正でちょうどまあ中とつたくらいでいいのだというには私はならぬと思うのです。現行法もこういうふうになっておるのに、そんなことをやっている会社があるとしたら、それ自身が間違ひなんですね、やはりきちんとしておるは、無理してでも預かった金は、これはもう労働者に迷惑かけちゃいかぬということで、更生計画が始まる前にやっばり払っておくわけですよ。現にそうやっておるのに、いやわざわざそこまでやらぬでもないんだという意味になりますね、今度の法律だと。いや、労使が一致して、裁判所も認めればいいとは言われますけれども、こういう条文ができてしまえば、それはよほどの努力が要るわけですよ、そういう場合には。だから、この点で、どうしてもこれはひとつ何かあなたのほうで研究してもらいたいと思うのです。

それからもう一つ、次は退職金の関係ですが、これはまあ労働組合のほうは、退職金は全額共益債権にしてもらいたいという要求が出てくるわけですね。その要求自身は間違ひないですね。

○政府委員(新谷正夫君) 退職金の扱い方につきましては労働組合の意見も徴したのでございますが、すべての労働組合が全額共益債権にすべしという意見ではございません。この案につきまして、やむを得ないという態度のものもあったと思ひます。

○龜田得治君 法務省からいただいた資料を拝見しますと、同盟、それから中立労連、新産別、これはもうはっきり、退職手当は全額共益債権にしてもらいたい、こう書いてあります。ところが、肝心の総評のほうは、この表現がちょっとはつきりせぬ点がありますね。退職金の問題につ

いては労働者の生活保障の観点から十分配慮されたい、こういうふうな表現になっているんですよ。だから、全部が全額を主張されておるわけじゃないという皆さんのほうの説明はここから出てくるんだと思ひますがね。思ひますが、しかし、これは総評のほうの表現がはつきりしておらぬというだけでありまして、ほかの労働三団体がきちんとして全額というのを言うておる、それを何も私は否定する意味と理解すべきじゃないと思ひます。それは現に、私たち直接聞けば、もちろんそれはそういう意味だ、同盟、中立労連が言うておるのに、それより弱いことを総評が言うわけがねえじゃねえかと、逆にそんなことはあたりまえじゃないかと言われるくらいなんです、だからこの点が労働団体の中じゃ別に意見の不一致はないんです。あなたたちのほうに有利に解釈し過ぎておるように思ふんですが、どうなんでしょう。

○政府委員(新谷正夫君) この点につきましては、私どもの立場で有利に解釈するとかどうとかいうのはございせん。要するに、今回の改正案は、現在の取り扱いと比べまして、また解釈と比べまして、さらに有利になるようにという配慮を加えたつもりでございます。これは改正案の百十九条の二その他をございせん。これは十分御理解いただけることと思ふのでございせん。まあたいへん失礼な言い分でございますけれども、過去数年にわたりまして社会党からもこの点についての改正案が提示されておるのでございせん。まあこれと比較していただきまして、決して、まさつてはおおと思ひますが、それ以下のものではないという内容ではないと思ふのでございまして、先ほどもお尋ねがございましたが、労使の交渉によつて退職するという場合には、これは全額共益債権になることを明白に規定の上にもあらわしたわけでございます、その他の点につきましても、従来以上に使用人の退職の場合の保護をはかつたつもりでございます。

○龜田得治君 まあ社会党案のことをこう言われますけれどもね、社会党案もこの労働債権について

の検討が立案段階では不十分であつたことはわれわれも認めておるんです。この会社更生法の改正というのは、下請企業の連鎖倒産、これは困る、だからその点に対しての手当てをすべきじゃないかと——法律上、そこが出発点ですね。いち早くそれを言ったのは、これは社会党が言い出して、社会党が案をつくつて国会に出した。いやそれは社会党だけにやらすわけにいかぬというので、政府自民党のほうからも案がこつて出てきたと、経過はこういうことになっておるのです。だから、社会党の案というのを言われておりますけれどもね、そういう点についての若干検討不足の点があつたので、実は社会党案をこつて説明してもらつたことをむしろわれわれ党内で遠慮してもらつたくらいなんです。だから、そんなことはこつちも認めておるのです。認めておるものを引き出して、お前のよりもおれのほうがまだいいのだというふうなこまかい議論じゃなしに、やはり労働者の立場に立つた主張というものを、それ自身をやはり対象にして考えてもらわぬといかぬと思ふのです。だから社会党案のことをあまり言わぬでございせん。あれを言い出すと、もっと詳しく説明しなければならぬと思ふね。

それで、退職金のことについて一番問題になるのは、現実全額を共益債権として取つておるものが相当数あるわけですね。これは政府の資料にもはつきり、ちゃんと一つずつ拝見しますとわかりますが、自己の都合による退職あるいは更生計画前の退職というものについても、これは共益債権扱いをして払つておるものは相当数あるわけですね。だから、そういうものに対してやはり水をかけることになる。いやその道は今後に残されておるのだという説明のようですがね。労使間で話がまとまり、関係者が了解すれば、今後とも全額を共益債権にしていくという道はあるのだという説明ですけれどもね。しかしまあ、法文上、六ヵ月とか、三分の一とか、こういうふうになりきつたらあつてしまふと、なかなかそれを突破するのは私はむづかしいと思ひます。組合か

ら言つてきておるのは、現在まあなるほど退職金についての法規は不備ではあるが、しかし現実これだけのものを獲得してやつておるのだから、それに水をかけられるような改正では困ると、こういうところなんですがね、退職金問題の要点は、どうでしょうか。

○政府委員(新谷正夫君) これまでの取り扱ひも、龜田委員のお話のように、必ずしも統一的ではございせん、非常に区々にわたつておるのでございせん。極端なものには、更生手続の開始決定後に退職した者につきましても、その事由のいかんを問はず優先的更生債権として扱つておるものもあるでございまして、開始決定の前後における區別がしかく明確になされておるものと、まあかりに共益債権といたしましてもその扱いに若干差等があるようにうかがえるのであります。今回の改正案におきましては、なるべくその辺を明確にしようということから、一応開始決定の時点を境にいたしまして、その前に退職した場合は、現在の扱いによりましますと、また解釈によりましますと、自分の都合で退職した場合でも、あるいは会社の都合で退職した場合でも、すべてこれは優先的更生債権という解釈になつておるのでございせん。しかし、改正案では、その場合でも給料の六ヵ月分あるいは退職金の三分の一に相当する額のいずれか多い額を共益債権とする、こういうことによりまして開始決定前の退職の場合も保護しようといはれております。また、開始決定後の場合には、現行法では任意退職の場合には共益債権にはならないわけでありまして、しかし、この場合でも、先ほど申し上げましたと同じような金額につきまして共益債権として任意退職の場合でも保護しよう、こういうことにはいたしたのでございせん。まして、開始決定後の会社更生法による退職の場合には、これは共益債権となることは当然のことでございます。さらにまた、その時期あるいは事由を問はず、百十九条の二の第三項の規定によりまして、現行の会社更生法二百八条の規定によつて共益債権とされる退職手当の請求

権については一項、二項の規定を適用しないと、
こういうふうな明らかに規定いたしましたので、
先ほど話がありました、労使の交渉によつて、会
社の都合のためにやめる場合には、これは全額を
共益債権にする、こういう趣旨を明確にいたした
わけでございます。決して現行法よりも後退する
とかあるいはその解釈を縮めていくということ考
えておるのではありません。

○龜田得治君 結果において、現在扱われておる
状態よりも後退させられるおそれも出てくるわけ
ですね。それはどういふ場合でも二百八条を活用
してもらえばそういうことにはならないというふ
うに説明になっているわけですが、いまま
ではどちらかといえばこれは労使交渉で熱心に交
渉して相手を説得していけば完全に取れたもの
が、新しい法律ができることによってその線を突
破するのがなかなかむずかしいという面も出
てくるんですよ。一応のそれが基準になりますか
らね、何といつても。しかし、なかなかそういう
交渉をする力もないような組合なり労働者の場合
には、この法律ができた非常に助かるんじゃない
か、こういうふうな面もこれは確かにあるわけ
です。あるんですが、現実には一切のものを共益債
権として獲得しておるのに、それが法文の上で一応
原則は六カ月、三分の一だということを表示され
ることは困る、現状のままにしておいてほしい、
こういうことなんです。だから、皆さんはよく
しようと思つてやっていると、皆さんは、必ず
しもその意に沿わぬといふことであれば、無理や
りにこんな立法をする必要はないじゃないですか。
だから、そういうことになれば、これは単に、異
論のない下請け企業者の債権ですね、これの許可
による弁済、あつて制度だけをとりあえずこの
法改正でやつていく、労働債権についてはもう少
し検討するといふふうなやつてもらえれば、これ
は私は問題ないと思うのですよ。労働債権を取り
上げてもらう以上は、預かり金の場合には明らか
にこれは一部後退であるし、退職金の問題につい
てもどうもどちらがいかというところが實際上の

立場から見てもむずかしい点があると思うのです。
法務大臣どうでしょうか。争いのない下請け債権
ですね、更生会社に対する債権、この点の取り立
てだけをしやすいとする、この法律で。これはだれ
も異論のない、この法律に着手したのもそこから
出たわけですから、そういうふうなところにし
ばつて、労働債権の点についてはもう少し検討す
るようにしてもらいたいと思つてゐるんですが、
大臣のお考えはどうでしょうか。

○國務大臣(田中伊三三君) これいかがでしょう
か、中小企業者の債権の救済をするという点は、
大体において御了承いただくことのできる趣旨
だと思つてます。そこで問題は、この社内預金の
性質、したがつて、この取り扱いということに
なつてまいりますと、御意見を承つておしまし
て、個々の社内預金の問題については、先生の御
意向がくまらなければならぬような感じがいたし
ます。しかるところ、この退職手当の請求権のほ
うに關するこのたびの改正は、これはやはり改正
をやらしていただくほうが全体として見ていいの
ではなからうか、給して改善になるのではなから
うかといふふうな実は感じているのでございま
すけれども、それで、御休憩の間にひとつ私のほう
で案文等を検討いたしまして、休憩後の開会の傍
頭にお願ひを申し上げたいと、こう考えておりま
す。やはり退職手当金のほうは、やはりこのまま改
正案をお許しをいただくことが改善に役立つの
ではなからうか。私ももう一つこの会社更生法に關
しまして詳細にわたる勉強も足らぬのでございま
すが、いまお話を承つておつて感じますところは
そういう点でございまして、ひとつ休憩中に準
備をしてみますので、どうぞこれをひとつ御了承
いただくようお願い申し上げます。
○龜田得治君 じゃ、質問は一応きょうはこの程
度に。
○理事(山田徹一君) それでは暫時休憩いたしま
す。

午後零時三十七分休憩

昭和四十二年七月二十四日印刷

昭和四十二年七月二十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

〔休憩後開会に至らなかった〕

七月十四日本委員会に左の案件を付託された。

一、刑法第二百一一条改正反対に關する請願
(第二七七六号)

第二七七六号 昭和四十二年七月一日受理

刑法第二百一一条改正反対に關する請願
請願者 東京都渋谷区千駄谷三ノ七ノ二〇
全国自動車交通労働組合東京地方
連合会内 長谷川清

紹介議員 大倉 精一君
政府が今国会に三たび提案し、現在審議中の刑法
第二百一一条の改正には絶対反対である。

理由
一、東京高裁は、「罰則の強化では事故はなくなり
ない。刑罰をもつて威嚇するより、まず規律の周
知徹底が先決であり、これに努力しないで処罰
のみを期することは本末転倒である。」と指摘し
ている。また、本改正案は、法務省の交通事故
犯に対する解放処遇政策と矛盾するものである。

二、刑法の現行体系で破産罪は懲役刑、過失犯
等非破産罪は禁錮刑となつてゐるのをくつが
えすものであり、刑法の全面改正が現在準備草
案として審議されてゐる時にかんがみ、刑法第
二百一一条のみに懲役刑を設けることはきわめ
て不当である。

三、今日の交通事故の原因は、自動車の多量普
及と通行に見合う道路整備、安全施設の不備と
交通労働者の劣悪な労働条件にある。したがつ
て、交通工学で教へている三E政策(教育、設
備、処罰)を均等に行なうことこそ事故対策であ
り、これらの抜本的改善策である。